

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和３年１月２９日付保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

平成２５年５月２０日より当院に入院中であり、翌平成２６年１２月より家族より入院費の支払いがあったのを最後に、６年超に渡って家族と全く連絡がとれず、入院費の支払もない。家族から完全に見放された状態であり、本人が生きていくための最低限の収入がないため。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 1月 6日	諮問
令和4年 2月 25日	審議（第64回第2部会）
令和4年 3月 22日	審議（第65回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 世帯単位の原則

ア 法10条は、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

ウ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付社発246号厚生省社会局長通知。以下「局

長通知」という。)第1・1は、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設に限る。)している場合など7項目を挙げている。

エ 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

(3) 保護の開始の申請・決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

また、法24条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

(4) 実施機関による調査

法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請を受けて、請求人の世帯の状況を調査したところ、請求人は本件病院に入院中であるが、その自宅には弟及び母が居住しており、弟は仕事に就いていて、請求人及び母を税法上の扶養親族としていること等から、請求人、弟及び母は同一世帯であり、弟が生計中心者であると判断した。

担当職員は、請求人世帯の収入、資産等の調査のため、弟に対し、その調査の協力を求めることとし、弟の自宅を二度訪ねた。しかし、いずれも応答がなかったことから、連絡がほしい旨の不在連絡票を投函したが、弟からは連絡がなかった。その後、担当職員は、弟の自宅に書面を郵送し、また、弟の留守番電話に伝言したものの、やはり弟からは何の連絡もなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、弟から調査の協力を得られず、請求人世帯の保護の要否判定ができないことを理由として、法28条5項の規定に基づき本件処分を行ったことに不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めにも則って適正に行われたものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分は違法又は不当である旨主張する。しかし、処分庁が、法令等の定めにも則り、本件処分を行ったものと認められることは、上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来